

国立公文書館の設備整備（内閣府大臣官房公文書管理課）

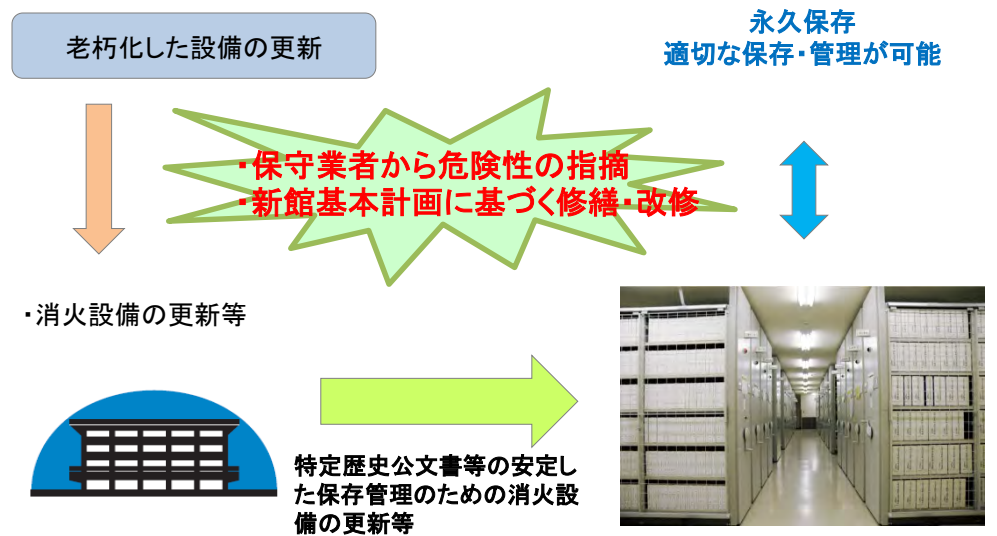
30年度第2次補正予算案 0.8億円（新規）

事業概要・目的

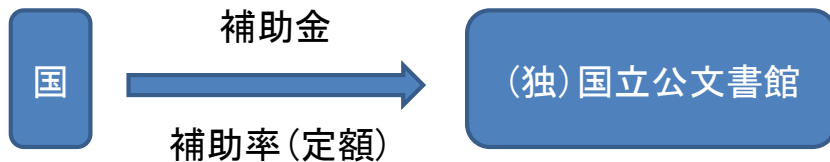
- 独立行政法人国立公文書館では、公文書管理法等において特定歴史公文書等を適切に保存することが義務付けられている。
- 新たな国立公文書館建設に係る基本計画（平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定）により、既存施設も引き続き使用することが決定され、老朽化への対応、長寿命化の観点から、緊急に設備の更新を行う必要がある。
- 具体的には、独立行政法人国立公文書館北の丸本館の消火設備の更新等を実施し、特定歴史公文書等の適切な保存管理体制の強化を図る。

事業イメージ・具体例

- 特定歴史公文書等の保存管理体制の強化を図るため緊急に対応すべきものとして独立行政法人国立公文書館北の丸本館の消火設備の更新等を実施する。



資金の流れ



期待される効果

- ・ 国民共有の知的資源である特定歴史公文書等の安定的な保存管理が可能となる。